



〔史料〕

立石村手控

(略村要覽)

手扣

組頭 案内之者へ相渡し(候) 手扣
百姓

立石村は、生目・堀田(本村)・観海寺(南立石)から鳥居にかけてがそうであった。

慶長のはじめ細川忠興の甥、萩原兼従に忠興から譲られていたが、十三年、家康から改めて朱印地として千石が認められた。以後萩原氏の所領であったが、宝永七年(一七一〇)従三位員従が歿すると周辺の村々と同じく幕府領になった。

- 前々荒地・郷(村)倉や社地など収穫できない分を差し引くと固定収穫高は(毛付)五七六石八升二合七勺
- 田方の此反別(たんべつ)は、立石村の水田総面積
- 免は年貢率で、五割六歩二厘一毛強(五ツは五割)

天正十八寅年宮部法印御檢地之由
元和元年細川越中守様御内檢地水帳写名寄帳写
用ひ申候

一村高千石

内

残

四百貳拾三石九斗壹升七合九勺

内

五百七拾六石八升貳合壹勺

四百三拾貳石壹斗九升八合壹勺

此反別 三拾壹町壹反九畝七步半

此取米 貳百四拾貳石九斗四升九合

免 五ッ六歩貳厘壹毛余

田方

烟方

免 四ッ七歩六厘壹毛

天正十八寅年宮部法印御檢地之由 此水帳無御座候

元和元年細川越中守様御内檢地水帳写名寄帳写

用ひ申候

一村高千石

内

四百貳拾三石九斗壹升七合九勺 前々荒地并郷藏

残 社地共惣引高

五百七拾六石八升貳合壹勺 毛付

内

四百三拾貳石壹斗九升八合壹勺 田方

此反別 三拾壹町壹反九畝七步半

此取米 貳百四拾貳石九斗四升九合

免 五ッ六歩貳厘壹毛余

百四拾三石八斗八升四合 烟方

此反別 貳拾六町八反三畝七步

此取大豆 六拾八石五斗三合

免 四ッ七歩六厘壹毛

○畑年貢は、大豆を納めていた。

字及び

一見取畑 貳町五反三畝拾五步 但反五升貳合余

此取大豆 壹石三斗壹升九合

一見取畑 貳町五反三畝拾五步
但反五升貳合余
取大豆 壹石三斗壹升九合

一惣竈門數 百軒 内 貳軒 山伏 百姓

一惣竈門數 百軒 内 貳軒 山伏 百姓

一惣人数 五百五拾七人 内 貳百六拾八人 男 貳百八拾九人 女

一惣人数 五百五拾七人 内 貳百六拾八人 男 貳百八拾九人 女

三人人 内 五百五拾貳人 僧山伏 百姓

一牛馬 百三拾疋 内 百拾疋 牛 拾貳疋 馬

一牛馬 百三拾疋 内 百拾疋 牛 拾貳疋 馬

字ほり田 長四十式間 敷四間 高七尺 一溜池御普請所一ヶ所 横拾五間 馬踏 貳間

一溜池御普請所一ヶ所 横拾五間 馬踏 貳間

○見取畑 收穫が安定するまで、年毎の出来高を見て年

貢が決められる新開畑 ○馬踏 堤防の上辺

一 川除御普請所 一ヶ所
 長三百零五間
 横一ヶ所
 一 用水井手 拾五ヶ所
 自普請所
 一 御林 式ヶ所
 平畑
 板ヶ平
 一 御藪 三ヶ所
 乙原
 塚の尾
 一 自林 五ヶ所
 内
 三ヶ所
 式ヶ所
 庄屋持山
 百姓持山
 一 自林又ヶ所
 領主所有の森林
 一 御林 領主所有の森林
 一 自普請所 農民の出費で工事を行なった場所
 一 用水井出 灌溉水路(蔵人水路カ)
 一 川除御普請所 堤防工事をした場所(境川)

- 字立石川原
- 川除御普請所 一ヶ所
- 用水井手 拾五ヶ所
- 御林 式ヶ所
- 御藪 三ヶ所
- 自林 五ヶ所
- 川除御普請所 堤防工事をした場所(境川)
- 用水井出 灌溉水路(蔵人水路カ)
- 自普請所 農民の出費で工事を行なった場所
- 御林 領主所有の森林
- 自林 私有林

一 出湯 三ヶ所

○ 湯 湯ハヒセンカサスヘテテキ物ニ相応仕候
 ○ 湯 湯ハシヤクリン病ナトニ相応仕候
 ○ 湯 湯病氣ニ相応仕候湯ニ而ハ無御座村方之
 鳥の湯病氣ニ相応仕候湯ニ而ハ無御座村方之
 もの斗入湯仕候
 ほりた、くわんかいしハ春秋別府・浜脇邊
 入湯人日帰りナトニ少々宛入湯人参り申し候

一 寺 三ヶ所

権現宮 東畑村両村之氏神
 天満宮 当村斗氏神
 海雲寺 同断
 観海寺
 行常時

一 出湯 貝原益軒は「淡白にして蛤の汁の如し」いう

○ ひせん・皮癬 かさ・瘡 てき物・出来物
 ○ しやく・癩 りん病・淋病

一出湯 三ヶ所

堀田内湯ハヒセン・かさすへててき物ニ相応仕候
 観海寺湯ハシヤク・リン病ナトニ相応仕候
 鳥の湯病氣ニ相応仕候湯ニ而ハ無御座村方之
 もの斗入湯仕候
 ほりた、くわんかいしハ春秋別府・浜脇邊
 入湯人日帰りナトニ少々宛入湯人参り申し候

一宮 三ヶ所

権現宮 東畑村両村之氏神
 天満宮 当村斗氏神
 海雲寺 同断

一寺 三ヶ所

禅宗 海雲寺
 禅宗 観海寺
 真宗 行常時

○ 出湯 貝原益軒は「淡白にして蛤の汁の如し」いう
 ○ ひせん・皮癬 かさ・瘡 てき物・出来物
 ○ しやく・癩 りん病・淋病

一 高札

一 切支丹
火付
強訴
(一揆)

一 村東西 壹里廿丁三拾八間
南北 貳拾貳丁拾壹間

免寄

一 田免 五ツ六歩貳厘壹毛

一 畑免 四ツ七歩六厘壹毛

一 高免 三ツ七歩壹厘壹毛

一 高札 切支丹 (キリシタンの訴人) 火付 三枚 強訴 (一揆)

一 村東西 壹里廿丁三拾八間

南北 貳拾貳丁拾壹間

免寄

一 田免 五ツ六歩貳厘壹毛

畑免 四ツ七歩六厘壹毛

高免 三ツ七歩壹厘四毛余

○高札 法令を木札に書いて村の中心地に掲げていた

(高札場) 立石村の高札場は不明。おそらく庄屋古屋氏宅の付近であろう。

○立石村は「正東ハ耕地ヲ以テ別府村ニ界シ西南ハ山林

原野ヲ連ネテ別府東山ノ両村ニ接シ正西ハ鶴見ノ山峯

嶺ヲ以テ塚原村ト相限リ北ハ山林原野及耕地且ツ境川

ヲ以テ鶴見村ト対ス」(速見郡村誌 明一八)

○高免 田畑年貢の他に、村高にかかる貢租(高掛物)

一 庄屋 壹人 給米 六石五斗
 一 組頭 六人 給銀 貳百目
 一 小走 壹人 肝煎之事 給米 壹石五斗
 一 組頭 六人 信浪 山内月
 一 小走 壹人 瀬路 手 七石五斗
 一 内村里 殺方角
 別府村江 壹り 卯之方 (東)
 朝見村へ 壹り
 浜脇村へ 壹り 辰之方 (東南東)
 田野口村へ 壹り
 南石垣村へ 壹り 寅之方 (東北東)
 東畑村へ 貳り 申之方 (西南西)
 塚原村へ 四り 戌之方 (西北西)
 右村々御預所也
 森御領分
 鶴見原中村へ廿丁 子 (北)
 丑之方 (北北東)

○庄屋 立石村の庄屋は古屋氏であつた。
 ○小走 (肝煎) 庄屋の書記

近国御城下道法

府内江	陸地	四り
臼杵へ	"	拾貳り
佐伯へ	"	廿り
日出へ	"	四り
杵築へ	"	七り
竹田へ	"	拾貳り
森へ	"	八り半
一高松御役所江	六り	
一肥前島原へ	七拾り余り	
一七嶋表直段凡銀七匁三・四分程		
一七嶋之出来壹反ニ凡貳百八九拾枚程		
一筵ニおり立廿八九束ニ相成申し候		

この「手扣」は南立石本村の旧立石村庄屋であった古屋氏が所蔵するものである。年代は不祥であるが、幕府領になってからのものと推定される。

(入江)

近国御城下道法

香肉口

陸地(り)

印科

陸地(り)

佐伯

陸地(り)

日出

陸地(り)

杵築

陸地(り)

竹田

陸地(り)

森

陸地(り)

一高松御役所江

一肥前島原へ

一七嶋表直段凡銀七匁三・四分程

一七嶋之出来壹反ニ凡貳百八九拾枚程

一筵ニおり立廿八九束ニ相成申し候